

全建事発第 071 号
令和 7 年 9 月 29 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、建設工事の請負契約の当事者間で代金支払いに係る紛争が生じ、その相談が各都道府県及び地方整備局の建設業許可部局へ寄せられるなど、建設業法の遵守徹底に疑念を招くような事案が発生しているところです。

建設業法第 19 条の遵守が徹底されないことから、契約内容が書面化されず、内容が不明確、不正確となり、後日紛争の原因ともなるため、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要です。

については、建設業法の目的である建設工事の請負契約の適正化を踏まえ、不平等な契約関係の是正、特に下請負人を保護するためにも、請負契約内容の書面化をはじめとする、同法の各種規定の徹底に万全を期すよう、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

つきましては、建設工事の請負契約に関する法令遵守の徹底について、貴会会員企業の皆様に対し周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添 国土交通省通知文

参考 国土交通省本省から各地方整備局
及び都道府県宛の通知文

(担当) 事業部 事業企画課 三 浦
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp